

## 公益社団法人 福井県理学療法士会 表彰規程

公益社団法人 福井県理学療法士会（以下、本会）表彰規程を次のように規定する。

（趣旨）

第1条 本会の表彰については、この規則に定めるところによる。

（委員会の設置）

第2条 本会に表彰委員会（以下「委員会」という）をおく。

- （1）表彰委員長の選任は、会長が指名し、理事会にて承認する。
- （2）表彰委員会には数人の表彰委員をおく。
- （3）表彰委員は表彰委員長が選任する。
- （4）委員長及び委員の任期は2年とするが、やむを得ない理由でその任を辞す場合は、会長に許可を得、理事会の承認を得なければならない。

（表彰または推薦の対象）

第3条 次の号に該当するものを表彰する。

- （1）本会の会員で本会の活動と理学療法の向上、発展に顕著な功績のあったもの。
- （2）本会の会員外で本会の活動に優れた功績を挙げたもの、又は団体。
- （3）前各号のほか、特に表彰の必要を認めたもの。

（表彰の種類）

第4条 表彰の種類は、次に定める2種とする。

1. 県士会賞：永年にわたり本会に従事し理学療法の業務その他の領域において功績のあったもの。
2. 感謝状：本会に多大の貢献があった団体、又は個人に対して表彰する。

（推薦基準）

第5条

1. 県士会賞：会員歴30年以上(休会期間を除く)、かつ55歳以上の者で本会の活動において格段の功績があったもので、次の基準を満たすものとする。
  - （ア）本会の理事・監事・部長・委員長として通算10年以上従事したもの。
  - （イ）上記のもの以外に理事会にて同等の功績があったと承認されたもの
2. 感謝状：委員会の決議を経て理事会で承認されたもの。
3. 他団体の表彰に推薦する場合は原則として本会の表彰を授与したもの、又はこれに準ずるもの。

（選考方法）

第6条 会員表彰の選考については委員会又は推薦書において推薦し、理事会で承認する。

（表彰の方法）

第7条 会員表彰並びに感謝状は表彰状及び副賞を授与して行なう。

（表彰の時期）

第8条 表彰は総会において行うものとする。ただし必要に応じてその都度行う事もできるものとする。

附則

この規定は、平成31年4月1日より施行する。